

# 鳥取県公報

平成 26 年 2 月 7 日 (金) 第 8 5 7 0 号

每週火 · 金曜日発行

# 

# 示

# 鳥取県告示第75号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定に 基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成26年2月7日

鳥取県知事 平 井 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
株式会社ライ フライン 代表取締役 松村 明	鳥取市賀露町 4122	ひふみ薬局	鳥取市行徳一丁目 103	育成医療、更 生医療、精神 通院医療	平成26年2月1日

# 鳥取県告示第76号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅 サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年2月7日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝

事業者の名称	指定に係る事業所の	指定に係る事業所	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
又は氏名	名称	の所在地	伸出平月日	<b>発工</b> 平月日	リーころの種類
社会福祉法人	社会福祉法人三朝町	東伯郡三朝町大字	平成26年1月	平成26年3月	福祉用具貸与
三朝町社会福	社会福祉協議会福祉	横手50-4	29日	31日	
祉協議会	用具貸与事業所				

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国 家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成26年2月7日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級 貴重品運搬警備業務 1級
- 2 実施日時
  - (1) 学科試験

平成 26 年 5 月 8 日 (木) 午前 9 時 30 分から午前 11 時まで

(2) 実技試験

平成26年6月28日(土)午前8時30分から午後5時まで

- 3 実施場所
  - (1) 学科試験

鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎

(2) 実技試験

広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター

4 受検定員

5名

- 5 検定の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並 びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
    - エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
    - オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に 関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
    - イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
    - ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に 関すること。
- 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、 次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 貴重品運搬警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証 明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間

平成26年4月7日(月)から同月11日(金)までの日の午前8時30分から午後5時まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所の所在地 を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所に属す ることを疎明する書面
- (3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチ メートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
- (4) 貴重品運搬警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証

明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるものであることを疎明する書 面

- (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼 り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

- 11 その他
  - (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
  - (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
  - (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
  - (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 0857-23 *−*0110) にすること。

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国

平成26年2月7日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級 貴重品運搬警備業務 2級
- 2 実施日時
  - (1) 学科試験

平成26年5月8日(木)午前9時30分から午前11時まで

家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

(2) 実技試験

平成26年6月14日(土)午前8時30分から午後5時まで

- 3 実施場所
  - (1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

(2) 実技試験

広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター

4 受検定員

5名

- 5 検定の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並 びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
    - エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に 関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
    - イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に

関すること。

# 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

平成26年4月7日(月)から同月11日(金)までの日の午前8時30分から午後5時まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)。 なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所の所在地 を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所に属す
- (3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメ ートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
- 10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼 り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

#### 11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23 **-0110**) にすること。

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5第1項の規定により猟銃の 操作及び射撃の技能に関する講習(以下「技能講習」という。)を次のとおり開催する。

平成26年2月7日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

#### 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持している €*の* 

## 2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日時	場	所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成26年3月2日	倉吉市葵町690-1				
午前9時から午前	倉吉市営射撃場		トラップ射撃	7 1/2号の散弾	6人
11時20分まで					

平成26年3月17日	西伯郡南部町鴨部933				
午前8時30分から	米子国際射擊場	"	"	"	
午前11時30分まで					
平成26年3月17日					
午後1時から午後	n,	"	<i>II</i>	"	
4時まで					

# (2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日時	場	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成26年3月11日	岡山県真庭市仲間1810	大口径ライフル	大口径ライフル	
午前9時から正午	湯原国際クレー射撃場	銃等射撃	銃等に適合する	1人
まで			実包	
平成26年3月13日				
午前9時から正午	"	"	"	"
まで				
平成26年3月18日				
午前9時から正午	n,	"	II	"
まで				
平成26年3月18日	岡山県岡山市北区御津伊田2291			
午前10時から午後	御津ライフル射撃場	"	II.	6人
3時まで				
平成26年3月20日	岡山県真庭市仲間1810			
午前9時から正午	湯原国際クレー射撃場	II.	"	1人
まで				
平成26年3月25日				
午前9時から正午	"	II.	"	"
まで				
平成26年3月27日				
午前9時から正午	II	"	JJ	"
まで				

# 3 講習課目

- (1) 猟銃の操作
  - ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
  - イ 猟銃の点検
  - ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
  - エ 射撃の姿勢及び動作
- (2) 猟銃の射撃
  - ア 散弾銃による場合にあっては、飛しょうする標的に対する射撃
  - イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあっては、固定されている標的に対する射撃
- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- 5 講習受講手数料及びその納付方法
  - (1) 講習受講手数料 12,300円
  - (2) 納付方法
    - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

- 6 携行品
  - (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
  - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
  - (3) 技能講習通知書
- 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課(電話0857-23-0110)又は住所地を管轄する警察 署に問い合わせること。

#### 達 公 告 調

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定 に基づき、次のとおり公告する。

平成26年2月7日

鳥取県知事 平 井

- 1 調達内容
  - (1) 借入物品の名称及び数量 県立特別支援学校タブレット端末等 一式
  - (2) 借入物品の仕様 入札説明書による。
  - (3) 借入期間

平成26年7月1日から平成29年6月30日まで

(4) 納入期限

平成26年6月30日

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)による電子入札又は紙 入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額(紙入札にあっては、入札書 に記載された金額)に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるとき は、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税 に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。) から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるも のとする。)を減じた金額に相当する金額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、それぞれ次に掲げる要件を全て満た す者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者 の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を 有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札 参加資格の審査を求める申請書類を平成26年2月17日(月)正午までに4の(3)の場所に提出すること。

- ウ 平成26年2月7日から同年3月26日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間の いずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157 号) 第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- エ 平成26年2月7日から同年3月26日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間の いずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われ た者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこ
- オ 本件公告に示した物品を所有し(平成26年2月7日以降に取得する場合を含む。)、納入期限までに納 入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサー ビスを県の求めに応じて速やかに提供できるもの(当該物品が故障した場合に、県の求めがあってから2 時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。)であること。
- カ 本件調達と同種で同程度の規模であると認められるパソコン等の賃貸借に関する契約を、平成22年4月 1日から平成25年3月31日までの間に国又は地方公共団体と締結し、その契約の履行を完了し、又は現に 履行している実績を有する者であること。
- キ 本件入札に参加する共同企業体の構成員でないこと。
- ク 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (2) 共同企業体に関する資格及び条件
  - ア 各構成員が(1)のアからエまで及びクの要件を全て満たしていること。
  - イ 共同企業体において(1)のオ及びカの要件を満たすこと。
  - ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
  - エ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が 同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
  - オ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
  - カ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

- 4 入札手続等
  - (1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 鳥取県教育委員会事務局教育環境課 電話 0857-26-7698

(3) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

# (4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成26年2月7日(金)から同年3月7日(金)までの日にインターネットのホームペー ジ(物品調達ウェブサイト(http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/))から入手すること。ただ し、これにより難い者には、次により直接交付する。

# ア 交付期間及び交付時間

平成26年2月7日(金)から同年3月6日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法 律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前9時から午後5 時まで及び同月7日(金)の午前9時から正午まで

#### イ 交付場所

(1)に同じ。

# (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書 便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱と明記するこ と。) により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 入札日時

平成26年3月19日(水)午前11時から同月26日(水)正午(午後6時から翌午前8時までの間及び休日 等を除く。)まで。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月25日(火)午後5時までとする。

# イ 開札日時

平成26年3月26日(水)午後1時から午後6時までの間において、同日に開札等を予定しているものに ついて順次実施する。

#### ウ場所

(1)に同じ

# 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。
- (2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封し て提出しなければならない。
- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成26年3月7日 (金) 正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
  - ア 電子入札を希望する者にあっては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等 により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除 き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。
  - イ 紙入札を希望する者にあっては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。
- (4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

# (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日ま でに提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則 第11号。以下「会計規則」という。) 第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもっ て入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい て、国債、地方債及び会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができ

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第17条の 規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計 規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成 された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成26年2月定例会において本件業務に係る予算(以下「予算」という。)が否決されたと きは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算 が可決されたときに落札決定を行うこととし、また、予算が否決されたときは、落札決定を行わないもの とする。

#### 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : tablet personal computers to be leased
- (2) March 7,2014 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) March 26,2014 noon: Time-limit for submission of tenders (March 25, 2014 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice: Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL: 0857 - 26 - 7698

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年2月7日

鳥取県知事 平 井 治

## 1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

簿記検定取得等教養業務委託 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 委託期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札書の記載方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金 額(以下「入札見積金額」という。)から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があ るときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有す る者で、その業種区分がその他の委託等の研修業務であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参 加資格の審査を求める申請書類を平成26年3月4日(火)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) 平成26年2月7日(金)から同年3月20日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入 札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を 受けていない者であること。
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定された専修学校又は各種学校で、必要な施設を有し、必要な 教材等を使用して、この公告に示した業務を確実に履行できる者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

- 4 入札手続等
  - (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部警務部会計課予算係 電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成26年2月7日(金)から同月18日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関 する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。 なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成26年3月20日(木)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月19日(水)午後5時

までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

- 5 入札者に要求される事項
  - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな らない
  - (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所 に平成26年3月4日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
  - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出 しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。 以下「会計規則」という。) 第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって 入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい て、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることが

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計 規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づい て作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成26年2月定例会において本件業務に係る予算(以下「予算」という。)が否決されたと きは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算 が可決されたときに落札の決定を行うこととし、また、予算が否決されたときは、落札決定を行わないも のとする。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令372号)第6条の規定に 基づき、次のとおり公告する。

平成26年2月7日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部

#### 1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び予定数量 灯油 640 キロリットル

(2) 納入期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(3) 1回当たりの納入量 8キロリットル以上

(4) 納入場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札書の記載方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金 額(以下「入札見積金額」という。)から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数が あるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者 の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有 する者で、その業種区分が油脂・燃料類に登録されている者であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参 加資格の審査を求める申請書を平成26年2月19日(水)正午までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) 平成26年2月7日(金)から同年3月20日(木)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札 日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17 日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第24条第1項の規定による石油販売業の届 出を行っている者であること。
- (5) この公告に示した物品を鳥取県立厚生病院長が指定する日時及び場所に確実に納入することができる者 であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局管財課

- 4 入札手続等
  - (1) 入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150

鳥取県立厚生病院事務局管財課(外来・中央診療棟4階)

電話 0858-22-8205 (直通)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成26年2月7日(金)から同月21日(金)までの間にインターネットのホームページ(鳥取県立厚生病

院 (http://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/)) から入手すること。ただし、これにより難い者には、 次により直接交付するものとする。

#### ア 交付期間及び時間

平成26年2月7日(金)から同月21日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) の午前9時から午後5時までとする。

#### イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便 事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

#### ア 日時

平成26年3月20日(木)午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月19日(水)午 後5時までとする。

# イ 場所

倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院第3会議室(外来・中央診療棟5階)

- 5 入札者に要求される事項
  - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな らない
  - (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説 明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成26年2月28日(金)午後5時ま でに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た金額の 100 分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財 務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供 をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。 ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

#### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該額の8パーセントに相 当する額を加算した金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程 第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続きを定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第17条の規 定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説 明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とす る。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を供給できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第 11 号) 第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったもの を落札者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められ るとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められる ときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格を もって入札したものを落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成26年2月定例会において本件物品に係る予算(以下「予算」という。)が否決されたと きは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算 が可決されたときに落札決定を行うこととし、予算が否決されたときは、落札決定は行わないものとする。

# 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: kerosene 640Kl
- (2) Delivery period: From 1 April, 2014 through 31 March, 2015
- (3) Delivery place: 150 Higashishouwamachi, Kurayoshi—shi, Tottori 682—0804 Japan
- (4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM 28 February, 2014
- (5) Date and time for the submission of tenders: 10:00 AM 20 March, 2014 Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5:00 PM 19 March, 2014
- (6) Please contact: Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishouwamachi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

TEL: 0858-22-8205